

公益法人に対する競争入札による契約の見直しの状況(公共工事)

様式6-1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支 出の有 無
								公益法人 の区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応 募者数			
平成23年度 船舶 技術検討業務 ー H23.4.1～H24.2.3 建設コンサルタント 等	支出負担行為担当 官 中部地方整備局副 局長 岩立 忠夫 名古屋市築地町2 番地	H23.4.1	(特社)日本作業船協 会 東京都中央区八重洲 2-9-7	一般競争入札 (総合評価)	14,125,650	11,550,000	81.8%	特社	国所管	1		本業務については、船舶定期修理にかかる整備内 容の検討及び積算資料の作成に必要な支出である が、今後においても、必要最低限の支出内容となるよ う、発注内容の妥当性の確認を行うことにより、一層 の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成22年 度より一般競争入札(総合評価方式)の導入など競争 性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても、引き続き参加要件の緩和などを実 施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り 組む。 なお、平成24年度支出においては、公益法人以外 の者が落札しているところである。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式6-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果(見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
技術基準国際化対応調査業務 横須賀市長瀬3-1-1 H23.9.29~H24.2.24 建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.9.29	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、港湾の施設の設計法に関連する国際標準化の最新動向を情報収集・整理し、我が国の港湾の施設の技術上の基準に与える影響等を把握するものである。 本業務の実施にあたっては、ISO(国際標準化機構)及びCEN(欧州標準化委員会)における規格案の設計の基本、コンクリート、地盤、アセットマネジメントについて多岐にわたる分野の標準化動向について、海外の担当者との議論等を通じて最新の情報を的確に把握する必要があることから高度な技術が必要とされる。 さらに、多岐にわたる国際規格案の港湾の施設の技術上の基準への影響等について国内の学協会における規格の現状にも十分に配慮した整理を行うことが必要不可欠であることから、提出された技術提案書やヒアリングの実施に基づき、具体的な業務の取り組み方法等を見極めることで優れた成果を期待できる「簡易公募型プロポーザル方式」により選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し業務実施条件を満たしている唯一の法人であり、また業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行する上で必要な能力が十分備わっていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい法人であると判断された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	10,065,300	10,006,500	99.4%	0	公社	国所管	1	本業務はISO等の国際規格を、我が国の港湾施設の設計基準に生かすといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、簡易公募型プロポーザル方式の導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い、民間企業の参入を促すことにより、1者応札の解消に取り組む。	無	
東京国際空港の再拡張事業に係る環境監視の検証・検討業務 東京国際空港周辺 H23.6.22~H24.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官関東地方整備局東京空港整備事務所長 鈴木 弘之 東京都大田区羽田空港3-3-1	H23.6.22	(特財)港湾空間高度化環境研究センター 東京都港区虎ノ門3-1-10	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東京国際空港再拡張事業の実施にあたり、別途実施している環境監視の結果等の検証を行い、環境への影響評価の検討結果による環境監視計画を必要に応じ、見直すとともに、東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価書に基づき、新設滑走路及び飛行場施設の使用時に実施する環境監視について、学識経験者等に意見を頂くことを目的とする「東京国際空港再拡張事業に係る環境監視委員会」に必要となる基礎資料の作成を行うものである。 (特財)港湾空間高度化環境研究センターは、本調査実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を評価検討した結果、優れた内容の技術提案であると評価された業者である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項(予決令第102条の4第3号)により上記の者と随意契約するものである。	24,748,500	24,150,000	97.6%	3	特財	国所管	1	本業務は、法アクセスに位置づけた環境監視項目の評価検討に必要な支出であるが、今後においても、必要最低限の支出内容となるよう、発注内容の妥当性の確認を行うことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、平成20年度より簡易公募型プロポーザル方式により競争性を高める取り組みを実施してきている。今後においても、仕様内容の見直し、資格要件の緩和等を行い、継続支出、1者応札の解消に取り組む。	有	
東京港臨海道路及び岸壁(16m)他船舶航行安全対策業務 H23.8.26~H24.3.23 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官関東地方整備局東京港湾事務所長 福西 謙 東京都江東区新木場1-6-25	H23.8.26	(特社)東京湾海難防止協会 横浜市中区海岸通り3-9	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東京港臨海道路の橋梁工事、国際海上コンテナターミナル整備及び複合一貫輸送ターミナル整備に伴う海上工事において、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び航行船舶の安全確保のために必要対策について、学識経験者、海事関係者及び関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務の履行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行突進に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する高度な技術力を有していることが必要である。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、技術提案を求めた結果、優れた技術提案を行った社団法人東京湾海難防止協会を特定した。 よって、会計法第29条の3第4項により、社団法人東京湾海難防止協会と随意契約するものである。	12,411,000	11,980,500	96.5%	6	特社	国所管	2	本業務は、東京港公共工事における海上交通の安全確保のために必要な支出であるが、今後においても、必要最低限の支出内容となるよう、発注内容の妥当性の確認を行うことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、平成20年度より簡易公募型プロポーザル方式により競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても引き続き同契約方式等を実施することにより、競争性の確保に取り組む。	有	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する競争入札による契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
土地取引情報等の収集及び集計に係る業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.1	(一財)土地情報センター 東京都千代田区麹町4丁目4-1	一般競争入札	17,272,500	16,684,500	96.6%					<ul style="list-style-type: none"> 土地取引情報等の収集及び集計に係る業務については、国土利用計画法の土地取引規制の適切な運用を図り、土地取引状況を把握するために必要な支出であるが、これまで、支出の重点化、業務の一部内製化等により、24百万円(H21年度)を17百万円(H24年度)まで縮減してきている。 今後においても、業務の効率化に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より、企画競争から、業務実績を参加資格としない一般競争入札に移行し、競争性を高める取組を行うとともに、公示期間の拡大や業務内容がよりわかりやすい仕様書に修正するなどの取組を行っており、この結果、入札までは至らなかったものの、入札参加申請は複数者からあり、効果が出てきているところである。 今後においても、公示期間の更なる拡大や入札の早期実施による、業務開始までの準備期間の確保等を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有
平成23年度企業の土地取得状況等に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.15	(一財)土地情報センター 東京都千代田区麹町4丁目4-1	一般競争入札	19,789,000	18,795,000	95.0%					<ul style="list-style-type: none"> 本調査業務は、経済政策・土地政策の推進の為に必要な基礎資料を得るために、企業の土地取得状況等を把握する一般統計を実施するために必要な支出であるが、今後においても、業務全体の効率化に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、参加要件を最低限のものとする、仕様書の明確化するといった競争性を高める取組を実施してきている。 今後においては、発注単位の再検討等を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有
平成23年度土地保有移動調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.27	(一財)土地情報センター 東京都千代田区麹町4丁目4-1	一般競争入札	10,867,500	10,426,500	95.9%					<ul style="list-style-type: none"> 本調査業務は、経済政策・土地政策の推進の為に必要な基礎資料を得るために、土地売買の主体、目的等の実態を把握する一般統計を実施するために必要な支出であるが、今後においても、業務全体の効率化に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、参加要件を最低限のものとする、仕様書の明確化するといった競争性を高める取組を実施してきている。 今後においては、発注単位の再検討等を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有
平成23年度、木曾三川下流部水質監視分析業務一式	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 清水 晃 三重県桑名市大字福島465	H23.4.1	(一財)東海技術センター 愛知県名古屋市中区東区猪子石2-710	一般競争入札	24,832,500	20,790,000	83.7%					<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度木曾三川下流部水質監視分析業務については、木曾川水系の水質のモニタリングや観測データの整理・分析を行う政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで支出内容の重複排除、支出の重点化を行ってきたところである。今後においても、支出内容の重複排除等、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化といった競争性を高める取組を実施してきており、この結果、複数者から応札される効果が出てきているところである。今後においても、これらを実施することにより、継続支出の解消に取り組む。 	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「社」は「特例社団法人」をいう。

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 鉄道の国際規格等に関する調査一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 日原洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.17	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本調査は、鉄道分野における国際規格制定に際し、日本に不利な国際規格の成立を阻止し、日本の優れた技術や規格を国際規格へ反映させるために、国際標準化関係諸団体の活動状況の把握、課題の整理、対応方針案の検討、標準化活動の啓発活動等を行うことを目的としている。</p> <p>国内向けの鉄道製品が国際規格と整合していない場合、メーカーは国内仕様のまま輸出することは困難なため、国際規格に準拠させるべく設計、仕様変更をすることとなる。結果として、国内仕様と海外仕様の2通りの製品を作ることになり、コスト競争力の低下が懸念される。</p> <p>WTOのTBT協定では、国内の基準、規格は国際規格に準拠して制定することが求められている。国内基準、規格が国際規格と整合していない場合、日本の優れた技術や規格が継続して使用できなくなり、安全性や信頼性の低下に繋がるおそれがある。</p> <p>このように我が国の鉄道分野にとって重要な国際規格に関する本調査を行うにあたっては、請負者の技術力、国際的素養、鉄道関係者との人脈などを有する者が、業務内容を的確かつ確実に実行するため、これらの評価を取扱要領に基づき企画競争を実施した。</p> <p>その結果、当該法人は高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	8,601,594	8,494,500	98.8%	1	公財	国所管	1		<p>鉄道の国際規格等に関する調査業務については、我が国鉄道技術の海外展開といった政策目的の達成のために必要な支出である。当該業務は、平成23年度に完了しているが、今後、同様の業務を実施するにあたっては、優先度を精査して見直しを図ること等により、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成18年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、十分な契約準備期間を確保するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。</p>	有
平成23年度 鋼とコンクリートの複合構造物の設計に関する調査研究一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>鉄道構造物のうち、鋼とコンクリートの複合構造物については、駅部等の狭隘な空間で工事を行う際、強度的に優れ、施工性が良いことから近年では多く用いられているところである。</p> <p>一方、設計に用いる基準としては平成10年に制定された「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」を用いているところであるが、制定されてから既に10年以上経過していることもあり、その間に各種技術開発により複合構造物の性能が飛躍的に向上している事、コンクリート等の他構造物の設計法が変更されており、鋼とコンクリートの複合構造物についてもこれらを踏まえた設計方法が求められているところである。</p> <p>本調査研究の目的は、上記実態を踏まえ、鋼とコンクリートの複合構造物を設計する際の指針である「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」について、各種、最新知見等をとり入れ、他鉄道構造物等設計標準と同様の性能照査型の設計による新たな設計法を整備することである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	21,627,708	#####	99.0%	1	公財	国所管	1		<p>鋼とコンクリートの複合構造物の設計に関する調査研究業務については、鋼とコンクリートの複合構造物を設計する際の指針である「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」について、他鉄道構造物等設計標準と同様の性能照査型の設計による新たな設計法等の検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、他の研究結果の活用を図りつつ、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、当該業務開始の平成21年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。</p>	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 車両の総合的な安全性向上に係る基準のあり方に関する調査研究一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準においては、列車の安全な走行を確保するため、過去の事故等を踏まえ施設や車両との関係について種々規定が設けられているところである。近年、車両性能の向上のため車体の軽量化等が進んできている中、平成18、19年に列車が満車でしかも高い速度で曲線を通過した時に、車両側面とホーム側面が接触する事故が発生したことから、走行安全性に関わる車両と地上設備の関係について再検証する必要性が生じてきている。このため、鉄道車両特有の走行挙動等を調査・整理し、各種条件を加味したシミュレーション解析手法を確立するための調査を行う。本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要がある、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	20,488,388	#####	99.9%	1	公財	国所管	1		車両の総合的な安全性向上に係る基準のあり方に関する調査研究業務については、鉄道車両特有の走行挙動等を調査・整理し、各種条件を加味したシミュレーション解析手法を確立するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、他の研究結果の活用を図りつつ、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、当該業務開始の平成21年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
平成23年度 鉄道構造物(土構造物)の延命化に関する調査研究一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 我が国の鉄道は、明治5年に新橋～横浜間の開業を皮切りに明治、大正時代から現在に至るまで多くの路線が整備されているところである。これら鉄道のストックは膨大であり、建設されてから100年以上経過している鉄道構造物も存在している。本調査については、上記実態を踏まえ、鉄道構造物の中でも大多数を占める土構造物のうち土留め構造物について、構造物の調査を行い、構造物の延命化に寄与するとともに、新技術や技術レベルの向上等を反映させた新たな維持管理方法を整備するための調査研究が目的である。本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識を有している必要がある、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	14,202,310	#####	98.3%	1	公財	国所管	1		鉄道構造物(土構造物)の延命化に関する調査研究業務については、鉄道構造物の土留めよう壁の適切な健全度評価方法及び延命化対策に関する調査・研究を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、他の研究結果の活用を図りつつ、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、当該調査開始の平成21年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
建設業許可・経営事項審査情報処理事業一式	支出負担行為担当 国土交通省総合政策局長 北村 隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.1	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2丁目11番24号 第29興和ビル7階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 建設業情報管理システムは、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに各々が許可した建設業者に係る技術者等の業者情報を登録することにより、①建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する、②建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行う、こと等の業務目的を達成するため利用しているものである。許可行政庁においては、上記業務目的を達成するために使用するシステムを自ら所有していないことから、その目的を達成することを可能とする法人が所有するシステムを利用せざるを得ないものである。現時点では、①財団法人建設業情報管理センターが開発・所有する建設業情報管理システム以外には、目的を達成するために利用可能なシステムが存在していないこと、②上記の目的を達成するためには、情報を集約することが必要であり、すべての許可行政庁が同一のシステムを利用することが不可欠であることから、国土交通省と47都道府県との間において、上記財団法人が所有するシステムを活用して、審査業務と情報管理のOA化を行うこととしているものである。以上のことから、上記財団法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。なお、国土交通本省においては、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うため、建設業者に係る情報を唯一管理している上記システムから、情報の提供を受けるものである。以上により、建設業情報管理システムに係る情報提供については、建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。	-	630,000	-						建設業許可・経営事項審査情報処理事業については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。